

I 点検及び評価の根拠と方針

1 根拠法令 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（中略）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 東京都教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針

(1) 目的

- 毎年主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することにより、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進する。

(2) 点検及び評価の対象

- 「東京都教育委員会の主要施策」を対象とする。

(3) 点検及び評価の実施方法

- 点検
個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について取りまとめる。
- 評価
個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示す。
- 有識者会議の設置
教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者会議」を置く。

(平成20年6月12日 第10回東京都教育委員会決定)

II 東京都教育委員会の平成 25 年度の活動状況

- 定例会を19回（議案95件、報告事項64件）開催
- 平成26年度教育予算に関し、知事と意見交換を実施
- 教育施策連絡会の実施
対象：区市町村教育委員会委員
都・区市町村立学校長
- 公立学校への訪問・視察の実施
- 都立高校における「一泊二日防災宿泊訓練」視察
- 体罰根絶に向けた教員研修会等における講演

III 平成 25 年度の点検及び評価

1 点検及び評価の対象…東京都教育ビジョン（第3次）に基づく平成 25 年度主要施策

- ① 「知」 <取組の方向 1 学びの基礎を徹底する 2 個々の能力を最大限に伸ばす>
 - 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上
 - 国際社会の中で活躍する日本人の育成
- ② 「徳」 <取組の方向 3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める 4 社会の変化に対応できる力を高める>
 - 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進
 - 社会的・職業的自立を図る教育の推進
- ③ 「体」 <取組の方向 5 体を鍛える 6 健康・安全に生活する力を培う>
 - 体力向上を図る取組の推進
 - 安全教育の推進
- ④ 「学校」 <取組の方向 7 教員の資質・能力を高める 8 質の高い教育環境を整える>
 - 現職教員の資質・能力の向上
 - 優秀な管理職等の確保と育成
- ⑤ 「家庭」 <取組の方向 9 家庭の教育力向上を図る>
 - 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実
- ⑥ 「地域・社会」 <取組の方向 10 地域・社会の教育力向上を図る>
 - 地域等の外部人材を活用した教育の推進

2 有識者会議（平成 26 年 6 月 30 日開催）

(1) 有識者

樋口修資〔明星大学教育学部教授〕、松尾 隆〔首都大学東京都市教養学部准教授〕
杉江和男〔D I C株式会社取締役会長〕（敬称略）

(2) 有識者からの主な意見

【施策全体】… 「東京都教育ビジョン」に基づき、総合的・体系的に取り組むべき教育の主要施策とその方向性を明らかにするとともに、それら主要施策に着手に取り組み、所要の成果を挙げていることは大いに評価できる。

【各 施 策】…別紙参照

柱	主な施策の取組状況	有識者から出された意見	平成26年度以降の方向性
知	<p>＜取組の方向1 学びの基礎を徹底する＞</p> <p>＜取組の方向2 個々の能力を最大限に伸ばす＞</p> <p>○ <u>学力の定着に課題が見られる児童・生徒への効果的な指導方法の開発に資する調査研究を実施するため、都内8区市の重点中学校区(中学校1校と近隣の小学校1～3校)の学校を調査研究校として指定した。</u></p> <p>○ <u>各学校が具体的な学習目標を明示した「都立高校学力スタンダード」を設定した。</u></p>	<p>◎ 学力向上パートナーシップ事業及び都立高校学力スタンダード事業は、学校の質向上を図るための優れた取組であり、都民の期待に応える事業として高く評価できる。これらの事業の取組の結果どのような成果がみられたか定量的な分析・評価を行い、その成果を今後の取組の反映させていくことが必要である。</p> <p>◎ 都立高校学力スタンダードは、高校間の実情の違いを鑑みれば、各学校で設定するのは現実的である。</p>	<p>◇ 都学力調査と同レベルの都独自の調査問題を活用し、実証的な効果検証を行う。また、研究協議会や各区市による事業成果報告会を開催するとともに、ホームページ等を活用して、取組の成果について全都に普及・啓発を図る。</p> <p>◇ 全都立高校における「都立高校学力スタンダード」学力調査を実施し、都立高校生の学力の定着と伸長を図る。</p>
徳	<p>＜取組の方向3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める＞</p> <p>○ 都内小・中学校の児童・生徒に規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、東京都が独自に作成した教材を配布し、道徳教育の充実を図った。</p> <p>＜取組の方向4 社会の変化に対応できる力を高める＞</p> <p>○ キャリア教育の新たな定義及び社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」に関する理解を促すため、教師向け資料を作成・配布した。</p>	<p>◎ 正確であるとか、思いやりがあるとか、安全・安心は、日本人が世界に誇ることができるいいところであり、今後も持続させる必要がある。</p> <p>◎ 学ぶ動機付けやキャリア教育の充実については、社会人を利用して、もっと広く行うことが大切である。</p>	<p>◇ 小・中学校では、「道徳教育推進教師養成講座」を実施するとともに、都立高校においては、教科「奉仕」とキャリア教育及び道徳教育を一体化した新教科を設定し、道徳教育の充実を図る。</p> <p>◇ 中学生の職場体験の受入事業所を拡大するとともに、高校生のインターンシップについては、国際ロータリーと基本協定を締結し、多様な受入先を確保するなど、体験的な学習の機会を拡大する。</p>
体	<p>＜取組の方向5 体を鍛える＞</p> <p>○ 「総合的な子供の基礎体力向上方策」に基づき、全ての学校において特色のある取組を行う「一校一取組・一学級一実践」運動の展開、中学生「東京駅伝」大会の開催等、子供の基礎体力向上のための取組を推進した。</p> <p>＜取組の方向6 健康・安全に生活する力を培う＞</p> <p>○ 防災教育推進の一環として、全都立高校が一泊二日の宿泊防災訓練を実施するとともに、防災教育推進校15校を指定し、<u>外部機関(東京消防庁・日本赤十字社・自衛隊)と連携した二泊三日の防災訓練を実施した。</u></p>	<p>◎ 東京都の児童・生徒の体力の向上が、どのように回復基調にあるのか、また、体育の授業改善等これまで行ってきた取組によって、どのように向上が見られたのかを検証する必要がある。</p> <p>◎ 防災への対応に係る計画づくりについては、学校保健安全法に定められているから計画を策定するのではなく、それを絶えず点検し、具体的に避難訓練等を行いながら、問題が起こったときに対処できるように安全計画づくりと安全対策を進める必要がある。</p>	<p>◇ 「統一体力テスト」を実施し、児童・生徒一人一人に結果を還元して児童・生徒が自ら体力向上に取り組めるようにするとともに、調査結果の分析方法の工夫改善を図り、よりの確な評価・分析を行う。</p> <p>◇ 防災教育推進校で実施した防災活動支援隊の編成及び活動状況を調査し、調査結果を全都立高校に周知するとともに、防災サミットを開催して情報を共有するなどし、各学校の防災活動の一層の充実を図る。</p>

柱	主な施策の取組状況	有識者から出された意見	平成26年度以降の方向性
学校	<p>＜取組の方向7 教員の資質・能力を高める＞</p> <p>○ 体罰関連行為のガイドラインを基に、児童・生徒、保護者を交えて視覚的に確認し共通認識を深めることができるようDVDを制作・配布するとともに、全ての研修機会を教員としての力量形成の場と位置付け、体罰防止に関連する研修を繰返し行った。</p> <p>＜取組の方向8 質の高い教育環境を整える＞</p> <p>○ 平成24年10月に設置した「いじめに関する専門家会議」において検討・協議した内容について、まとめたものを公表するとともに、公立小・中・高等学校全校にスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談の充実を図った。</p>	<p>◎ 体罰根絶に向けて、安易な「愛の鞭論」を許容しない学校風土と学校文化をつくり出すためにも、各学校長自らがこの問題について教職員に対する研修の充実を通じて正しい認識と理解を徹底させるとともに、地域や保護者の理解が得られるような取組を期待する。</p> <p>◎ いじめ防止対策については、全ての児童・生徒が、安全で安心な学校生活を送ることができるよう、学校におけるいじめ対策の基本方針の策定やいじめ防止のための組織の立ち上げ等、「いじめ防止対策推進法」に則ったいじめ防止の組織的な取組を求めたい。</p>	<p>◇ 体罰根絶に向けた総合的な対策におけるそれぞれの取組と実施スケジュールを踏まえ、学校や区市町村教育委員会と一体となって、計画的に体罰根絶に取り組んでいく。</p> <p>◇ いじめ防止対策推進法の施行を受け、東京都におけるいじめ問題への対策を推進するため、東京都におけるいじめ防止条例（仮称）、いじめ防止基本方針（仮称）、いじめ総合対策をあわせて策定し、各学校がいじめ防止に組織的な取組を行うことができるようにする。</p>
家庭	<p>＜取組の方向9 家庭の教育力向上を図る＞</p> <p>○ 科学的な知見を踏まえた乳幼児期の教育の重要性や子供の発達に関する資料を0歳児の保護者に、小学校生活に向けて生活リズムを整え、生活習慣を身に付けるための教材を新小学1年生の保護者に配布した。</p> <p>また、区市町村における地域の支援人材の育成や人材を生かした支援活動、家庭教育に関する学習機会の提供等を支援した。</p>	<p>◎ 幼児期からの教育は重要であるが、パンフレット等を作って保護者に配布しても、保護者がどれだけパンフレット等を読んで、実際に行動を起こしているかという点では、なかなか難しいので、引き続き保護者を支援する体制づくりが必要である。</p>	<p>◇ 全ての保護者が乳幼児期からの子供の教育の重要性を理解し家庭教育を行えるよう、科学的な知見を踏まえた資料や教材を継続して作成、配布するとともに、支援者に対する情報提供等を継続して行う。</p> <p>また、区市町村における家庭教育支援の取組を継続して支援し取組の定着を図るとともに、区市町村担当者会、社会教育指導者研修等の機会を通じて本事業の意義や必要性の周知や情報提供を行う。</p>
地域・社会	<p>＜取組の方向10 地域・社会の教育力向上を図る＞</p> <p>○ 地域全体で学校教育を支援する体制（学校支援ボランティア推進協議会）づくりを推進し、地域のボランティアとして学校の教育活動を支援する事業を実施した。</p> <p>また、学校に外部人材の情報を効率的に提供する仕組みとして、平成22年度から教育庁人材バンクを設置し、学校現場での複雑化・多様化するニーズに対応するため、外部人材の活用を推進している。</p>	<p>◎ 家庭の問題であるとか、学校や教育の問題等は、教育界、教育庁、教育委員会、学校あるいは先生などが自分たちで解決しようと思っても非常に難しいので、教育の問題は社会全体で解決していくことが不可欠ではないか。</p>	<p>◇ 「学校支援ボランティア推進協議会」事業の実施地区を拡大するため、未実施地区の教育委員会、学校、地域関係者等に対する事業の趣旨の周知徹底や情報提供を通じて、一層の理解促進を図る。</p> <p>また、学校に対して、人材バンク事業の効果的な活用事例等、他の学校が参考になるような事例や、様々な技能を持つ登録者を積極的に紹介していくことにより、外部人材を積極的に活用した教育を推進していく。</p>